

# ジョン・ロック『知性指導論』と〈習慣〉形成の視点

教育哲学・教育史研究室 鈴木 剛

## The perspective on the formation of 'Habit' in John Locke and "Of the Conduct of the Understanding"

Tsuyoshi SUZUKI

Locke's later essay entitled "Of the Conduct of the Understanding" (1697) can be read as an educational writing. What relation can we find between this essay and his "Some Thoughts Concerning Education" (1693)? In this paper, I have attempted to answer this question by analysing the logic concerning the formation of 'Habit' in these two essays. In "Of the Conduct of the Understanding", Locke discussed 'Conduct' which had a double meaning to him—'Direct' (to direct, or direction) and 'Behave' (to behave, or behavior)—as the 'manner' or 'behavior' of *Understanding*, based on his logic of "body→mind" analogy. In this sense this essay may be characterized as one of the "courtesy" or "civility" books. And in "Some Thoughts Concerning Education" just as a "courtesy" book, Locke had discussed the very 'conduct' such as the 'manner' or 'civility' of the children. Accordingly, Locke's both essays had one same theme, namely the formation of 'Habit of *conduct*'. Based on this observation, articulation of his two essays is analyzed in this paper.

### 目次

- はじめに
- I <習慣〉形成の視点
- II 自然・〈習慣〉・教育
- おわりに

### はじめに

意味深長な題名をもつ『知性指導論』(Of the Conduct of the Understanding. 1697)という論稿が、ロックの著作中において果たして『人間知性論』(An Essay Concerning Human Understanding. 1690)の系に属するものなのか『教育に関する考察』(Some Thoughts Concerning Education. 1693)の系に属するものなのか、その位置づけと性格をめぐって解釈が分かれている。ロック自身は1697年 W. Molyneux宛書簡で明らかに次のように明言しているというのであるから、答えは一応明解とも言える。

「近頃は、私の書物『人間知性論』を指す——以下引用中の角括弧は断わらない限り筆者のもの」のこの次の改版にそなえて、いくつか付け加えるべきことについて考察してみる時間的余裕ができました。そこでここ数日来、ある主題と取り組んでいます、これはど

こまで進展するかわかりません。すでに数ページ書いてみましたが、この問題は考えれば考えるほど広がってゆくので、どの辺で結末がつくか、私自身にも見当が付きません。この章の題名は Of the Conduct of the Understandingということにしようと思いますが、もし私が充分と思うまで、また結論にしてもよいと思うまで掘り下げるならば、これは私のエッセイ『人間知性論』——以下『知性論』と略すことあり』の最も大きな章になるでしょう。<sup>1)</sup>

『知性指導論』(以下『指導論』とのみ記すことあり)は『知性論』の続編あるいは第5巻として書かれつつあったロックの絶筆の作のひとつというのが一応形式上の理解としては妥当であり、事実ロックの著作集(全集)の編集にあたっては、『知性論』の系として編まれてきたという経緯がある<sup>2)</sup>。

しかしながら、そのような形式的な位置づけにも拘らず、その主題と内容から考察するならばむしろ『教育に関する考察』(以下『教育論』と記すことあり)の続編として、つまり『教育論』には欠落していた「知性の教育」論の展開部分として考えられるべきだ、という主張が現われてきた。その一つとして W. アダムスン編になる『ジョン・ロック教育論集』(1922年)は『教育に関する考察』と『知性指導論』の二編から構成されたもの

となっている。編者アダムスは次のように序言で述べている。

『知性指導論』は『教育に関する考察』と補完的なもの (is complementary to) であり、それ故ロックの教育についての考え方の理解のためには不可欠のものである。<sup>3)</sup> (強調は筆者、以下断わらない限り同様)。

さらに押村襄氏によって紹介されているように、知性教育についての書物、『教育論』の続編としての、また『知性論』の教育への実際の応用編としての書物、などとして『指導論』は位置づけられ、「いづれも教育という立場から読まれることを要求している」<sup>4)</sup> という傾向の理解が強く存在してきた。さらに押村氏に至っては「教育という概念そのものをあらためて問題にしようという意図を含むものとして『知性指導論』を」読まねばならない。<sup>5)</sup> とまで言いきっている。

これらに見られる問題意識は、明らかに『知性指導論』を教育論として読もうとするものであり、筆者はまずこの点に注目する<sup>6)</sup>。そこで、『指導論』を教育論として読む、というばあい、当の『指導論』が『教育論』といかなる関係・位置に立つか、が明らかにされねばならない。さしあたり先のアダムスが、両者の関係を「補完的」とみなした理由をその糸口として考えてみようと思う。アダムスはおおむね次の二つのことを述べている。

第一に『教育論』は、ロックが因習的規範 (conventional standard) に従うことを強いられた状況で書かざるを得なかったものであるのに対し、『指導論』はそのような状況から解放され自らの主張を論じたということ。第二に『教育論』では、理性的要素をいかに子どもに養う (cultivate) かといった問題を主題とはしえないが『指導論』ではまさにそれをロックは主題としている。というのもこの主題は「学校教師にも家庭教師にもあまり関わりのない問題であるとロックが考えていたことがらであり、彼ら教師の〔子どもへの〕支配権 (their reign) が終了したときはじめて思うように効果的にしうるから」<sup>7)</sup> というものであった。

もっと端的に要約すれば次のように言い換えることができよう。それは第一に、因習的規範に水準を合わせ(下げ)た議論としての『教育論』に対し、そのような制限なしで正面から教育において理性を論じた議論としての『指導論』という対比。第二に、正面から理性を論じ(用い)うる対象としての理性年齢に対応する『指導論』に対し、非(前)理性年齢たる子どもに対応する『教育論』という対比。アダムスによればこれら二つの対比を両著作の間に指摘できるというのである。このように一方で著作としての理論水準の問題が、他方で教

育の対象年齢の問題が、両著作の差異を特徴づけていると言えよう。

しかしながら問題は、その点を十分考慮したりえて、両著作がどのような関係に立つかを説明することである。この点で、アダムスの「補完的」だとした評価は、いまだ一般的指摘にとどまるものであって、むしろ両著作の差異の強調に傾くもののようにみえる。したがって、このようにみれば、単に一方『知性指導論』が、若者 (young man) を対象とした若者自身の「自己教育 (self-instruction) のアニュアル」<sup>8)</sup> (アダムス) であり、他方『教育論』が非理性的存在としての子どもを対象にした親 (家庭教師) のための書物である、というように、形式的に区分して、そこにとどまっているわけにはいかないのであり、両著作の関係をもう一步深い次元で捉えておくことが是非とも必要となってくるように思われる。ロックにあつては、恐らく両著作の間に、先のような差異を前提としつつ一種の接合関係を論理的に想定しているのではないだろうか。

その点を考えるためにも、両著作を通底するようなロックの思惟方法と視点に注目する必要がある。すなわちロック〈教育論〉をかたや「知性の教育」(『指導論』)、かたや「作法と躰、また身体教育」(『教育論』)、あるいはまた一方を「若者の自己教育」、他方を「子どもの教育」というように別々にみなすのではなく、あくまでいったん両者を統一的に見る視点をさぐり出すこと、この迂路を介して『指導論』と『教育論』との接合関係を明るみに出す必要がある。〈領域〉における知性・身体・作法などとともに〈年齢区分〉を考慮したりえてなおかつ基底としてのロックの思惟方法と視点、〈教育〉発想に注目する必要があるのである。

以上のような問題意識のうえにたつて以下の章では第一に、『指導論』と『教育論』の両著作に共通に貫かれたロックの視点として、〈習慣〉形成の視点を導出し、第二に、この〈習慣〉形成論がとりわけロック流の「自然の原理」との関連において示す論理を明らかにし、最後にこの〈習慣〉形成の論理を介した〈教育〉論二著、すなわち『指導論』と『教育論』とが、いかなる接合関係をもつにいたるかを明らかにしたいと思う。

## I 〈習慣〉形成の視点

本章の課題はまず、〈習慣〉形成に関するロックの言説が、とりわけ『知性指導論』においてはどのように提出されているのかを中心に論じながら、これが〈知性指導〉の主要な論理を構成していること、そして最後にこ

の〈習慣〉形成の論理なり視点が、『教育論』においても同様に基底部において設定されていることを明らかにし出すことである。

『知性指導論』からまず検討されねばならないのであるが、そこでの〈習慣〉形成論を理解するためには、あらかじめこの書名の意味深長さにかかわる〈conduct〉の意義・意味について若干触れておかざるを得ない。というのも“Of the Conduct of the Understanding”は〈知性指導論〉と通常訳されるものの、〈conduct〉という語は明らかに〈指導〉とともに〈行為・ふるまい〉の意味を有しており、この語に込められた二重の意味にまつわる問題には、思いの外重要な論点が孕まれていると思われるからである。それでは〈conduct〉という語がロック自身によってどのように使われているのか、『指導論』に直接たずねてみることから始めよう。同著冒頭第1節は次のように開始されている。

「人が自ら行為する〔ふるまう〕(conduct of himself) にあたって最後の拠りどころにするものは、自分の知性(understanding)なのである。というのも我々は精神(mind)の諸能力(faculties)を区別して、行為者としては(as to an agent)意志(will)に最高の命令権を与えるのだけれども、しかし実のところは、行為者であるその人があれこれの意志的行為(voluntary action)を自ら決定するのは知性の中の何らかの以前からの知識または知識らしきものによってなのである。〔中略〕意志それ自身は、いかに絶対的に制御できないものと考えられようとも、知性の命令(dictates of the understanding)に服従しないなどということは決してないのである。〔中略〕実のところ人々の精神にある諸観念(ideas)、諸心像(images)はたえず精神を支配している目に見えない力(powers)なのであり、精神はこれらに全て全般的にすすんで服するのである。それ故、知識の探究において、また知性がなす判断の探究において、正しく知性を指導する(conduct)ために、知性に重大な注意を払うことが最高の関心事であるべきである。」<sup>9)</sup>

ここにみられるようにロックは〈conduct〉という語を二度使い、しかも意味的には二様の用い方をしている。一つは〈行為・ふるまい〉として、もう一つは〈指導〉の意味として。そしてもう少し詳しく述べるならば、一つは人の〈行為・ふるまい〉一般として、一つは知性の〈指導〉(知性を指導すること)として用いられているのである。また引用からもわかるように、結局ロックにあっては人の行為・ふるまい(conduct)を最終的に決定づけるもの、それこそまさに「知性(understand-

ing)」なのである。この「知性」は「意志(will)」をも服従させるが故に、人間の行為・ふるまいを〈指導〉するものこそまさに「知性」なのである。このように「知性」はロックによって最高の地位を与えられることになる<sup>10)</sup>。したがって、人の行為を指導すべき知性をいかに正しく指導するか、これが『知性指導論』の主要なモチーフだと考えられるのであり、このような解釈から、本著は何よりも知性〈指導(conduct)〉論として読まれるであろう。

そしてまた、「知性を(正しく)指導する」という問題は、同時に次に述べるようにロックにとっては「知性を改善する(improve)こと」と同義なのであって、この点からもわれわれは〈conduct〉論をまずは〈指導〉論として読むのである。ロックは言う。

「私はここでは、つまり知性の正しい指導(conduct)と改善(improvement)について述べるという問題の中では、明晰でかつ確定された諸観念を得ること、および我々の思考(thought)を用いること〔中略〕について再論するつもりはない。」<sup>11)</sup>

いわゆる明晰判明なる観念の獲得や思考一般の問題はすでにかの『人間知性論』で解明済みなのであり、『指導論』で扱う課題は何よりも「知性の正しい指導(conduct)と改善(improvement)について」なのであるという。知性〈指導〉論は知性〈改善〉論なのである。

しかしながら、〈指導〉といい〈改善〉といい、いずれにせよいったいそれらは具体的には何であり、どうすることを意味しているのか、それが問題である。それを理解するためにロックの具体的な記述にすすむとしよう人間知性の現状が、こう把握されている。

「次の点は見易いことなのであるが、人々は精神のこの能力〔知性〕の行使(exercise)と改善(improvement)においてきわめて多くの誤りを犯しているという点で罪があるのであり、その誤りは人々の進歩を妨害し、彼らを無知(ignorance)のままに置きそして彼らの全人生を誤らせるのである。」<sup>12)</sup>

こうして知性の〈指導〉と〈改善〉は、知性の「行使(exercise)」というレベルまで降りてきた。実は、ロックが知性の〈指導〉〈改善〉を主張するとき、そこで具体的に論じられているのは、ほかならぬこの知性あるいは精神諸能力それ自体の「行使(exercise)」を通じたある〈習慣(habits)〉形成であるといつてよいのである。もちろんこのようにロックが主張するのは、後天的な〈習慣〉獲得の可能性と重要性を前提的立場としているからである。それは、

「人々の知性や才能(parts)の中によく観察できる

差異 (difference) というものは、生来の能力 (natural faculties) からというより獲得された習慣 (acquired habits) から生じるものなのである。<sup>13)</sup>

という判断からもうかがえるのである。そして、そこから〈習慣〉の系に属する知性・精神の「行使」と同義の語が反復されることになる。たとえば次のように。

「しかし我々は真に言いうるかもしれない。自然は我々にそれ〔理性的被造物 (reasonable creatures)〕の種子 (seeds) だけを与えたのであり、もし我々が欲するならば、理性的被造物となるように我々は生まれたのである。しかし、〔精神の〕使用 (use) と行使 (exercise) だけが、我々をそのような存在にするのであり、そして我々はまさに〔精神の〕勤勉 (industry) と適用 (application) が我々を到達させる以上のものではないのである。<sup>14)</sup>

「行使 (exercise)」「使用 (use)」「適用 (application)」「勤勉 (industry)」という同義語を動員しつつ言い換えながらロックは〈習慣〉形成を説くのである。そしてわれわれはここに、ロックの「実践 (practice)」<sup>15)</sup> という語をつけ加えることで〈知性指導〉における〈習慣〉形成論の基本的トーンをよみとってよいであろう。

「実践 (practice) は、いちいちある規則 (rules) について反省することなしに、あることをなす習慣 (habit) を確定するにちがいない。<sup>16)</sup> 身体 (body) の諸力 (powers) と同じように、精神 (mind) の諸力をその完成 (perfection) へともたらすもの、それこそただひとり実践 (practice) だけなのである。<sup>17)</sup>

そしてまた、こうも言っている。

「ただ実践 (practice) のみが、身体 (body) と同じように我々の精神 (mind) を改善する (improve) のであり、また習慣 (habit) によって完成される知性 (understanding) というもの以上のいかなる知性をも我々は期待しないにちがいないのである。<sup>18)</sup>

みられるように〈実践〉こそが〈習慣〉を確定し、精神・知性を〈完成〉へ向けて〈改善〉する、という一応の論理がロックの主張の基本にあるのであった。『知性指導論』に明解に読みとることのできる一つの主要なくり返し述べられるロックの視点ないし論理は、このようなものである。そしてまたこの〈習慣〉形成論を彼はときとして、「改善可能な (capable of amendment)」「知性」の「適切な治療法 (proper remedies)」<sup>19)</sup> と呼ぶのである。

以上の如く〈conduct (指導)〉という書名とかかわる語義との関連を重視しながら、「改善」「行使」「実践」

等の語用法を介してロックが提出してきた〈習慣〉形成の視点について、その基本を総括することができるであろう。

さらにわれわれは、『指導論』にみた〈習慣〉形成の視点が、『教育論』においてもその基底部に明確に設定されていることを示すだろう。しかし、その前に〈習慣〉形成論の性格を正確に理解するためにも、もっと限定的に言えば、このロックの〈習慣〉形成論が何を対象とし何を具体的標的として設定しているのか (知性であるか身体であるとかの次元を超えて) を明らかにするためにも、もう少し立ち入って『知性指導論』における〈知性〉の〈習慣〉形成について論じるロックの論理を検討しておくが必要である。

すなわちそれは、ロックの論じる〈知性〉の〈習慣〉形成が、〈身体〉のあるいは〈身体技法〉の習慣形成とは異なるそれ固有のメカニズムや論理性を備えているのかどうか、この点に即して検討しておくことなのである。

たしかにロックは「きっちりと確実に推論 (reasoning) する習慣 (habit) を精神 (mind) の中に確定する方法 (way) としての数学」<sup>20)</sup> を最重要視し、その数学的証明・推論・演繹の習慣こそが「他の知識領域へと転移 (transfer) しうる」<sup>21)</sup> と説いている。そしてじっさい知性を正しく指導することを、「教育 (education)」と同義に用いつつ、次のようにも言っているのであり、『知性指導論』の一つの主要なモチーフはたしかにそこに見出される。

「知識 (knowledge) に関する、ここでの〔教育の〕仕事は、思うに全てのあるいはどれか一つの学問領域において、初学者を学者として全うするというようなことではなくて、彼の精神 (mind) に自由 (freedom) とある性向 (disposition) とを、つまり彼の人生の将来において従事しようとするときとか、必要に直面するときに、どんな知識でも自分で獲得できるような習慣 (habits) を与えるということなのである。<sup>22)</sup>

しかし、このような説明にもかかわらず、〈習慣〉形成のその論理においては〈知性〉に独自のものはないと言わなければならない。ロックの〈知性〉に関する〈習慣〉形成の論理は、あくまで〈身体〉に関するその論理とのアナロジーで論じられるのである。〈知性〉の〈習慣〉と〈実践〉に関する先の引用をここで再び想起してみよう。ロックはこう言っていたのである。

「ただ実践 (practice) のみが、身体 (body) と同じように我々の精神 (mind) を改善 (improve) するのであり、また習慣 (habit) によって完成される知性 (understanding) というもの以上のいかなる知性をも

我々は期待しないにちがいないのである。』<sup>15)</sup>

さらにまた同様にロックは、舞踊の教師の足の動き、ピアニストの指先の動き、または軽業師とか綱渡りにかける身のこなしなどのようなまさに、〈身体〉とか〈身体技法〉<sup>23)</sup>としか言いようのない事<sup>が</sup>らを具体的な例としてもち出しながら、それとのアナロジーによってのみかろうじて〈知性〉(精神)の〈習慣〉形成を論じているようにみえる。次の表現もその例証のなかで述べられているのである。

「身体 (body) においてそうであるように、精神 (mind) においてもそうである。実践 (practice) がそれ〔精神〕をそうあらしめる。』<sup>24)</sup>「我々の魂 (souls) の諸能力 (faculties) は、まさにちょうど我々の身体 (bodies) がそうだと同じやり方で改善 (improve) され、我々にとって有用なものになるのである。』<sup>25)</sup>

たしかにこれは明らかに、〈知性〉〈精神〉と〈身体〉とのアナロジーとしか言いようのない論法である。しかしながら、そのことからただちに押村氏が言われるように、ロックは「『精神と身体』の二元論に立つ」<sup>26)</sup>などと結論するわけにはいかない。二元論という限りは、〈精神〉と〈身体〉との両説明原理が、それぞれ本質的に独自固有に存在し互いに異質であることを前提とするはずであるが、ロックにあってはまったくそうではない。むしろ、〈習慣〉形成の視点からみれば〈精神〉と〈身体〉とは相関的であり、同一の論理によってつながっている。したがって、いわゆる単なる二元論でないのは自明といってもよい。そして、〈身体〉と〈知性〉(精神)とに共通に語られ結びつけられようとするロックの〈習慣〉形成のアナロジーの視点は、人間の能力(可能性)がある技術 (art) へと転換するときの媒介形態を示唆するものとして興味深いものがあるときえ言えるのである。

「我々は、ほとんどどんなことでもなし得る能力 (faculties) と力 (powers) をもって生まれる。少なくとも簡単に想像されうるよりは遙かにより以上のことを達成しうるものである。しかし、ただそれらの力 (powers) を行使 (exercise) することのみが、我々に何ごとかを為しうる力能 (ability) や技能 (skill) を与え、そして我々を完成へと導くのである。』<sup>27)</sup>

重要な問題はやはり何よりも、〈身体→知性〉アナロジーをもたらしたその背後にあるロックの思惟方法としての〈習慣〉形成論であり、それが具体的にイメージされているものとしての〈身体技法〉であり、〈習慣〉化されるべきある種の「力能 (ability)」「技能 (skill)」

という位相であるように思われる。そしてまた、以上みてきたように、『知性指導論』が論じるはずであったのは〈知性〉の〈習慣〉形成であるにもかかわらず、ロックが実質的に論理化しえたものは、よくもわるくも〈知性〉のふるまい方〔conduct〕の位相における〈習慣〉形成でしかなかったという事実である。(けれど、そこが〈身体→知性〉のアナロジーが成立する〈場〉であったのである。)

しかしながら、そうであるが故にわれわれは翻って『知性指導論』と『教育論』との一貫性と連続性を認めないわけにはいかないのである。両著のテーマ上の、あるいは対象とする年齢上の区別から生じる異質さという表層上の印象(それは〈はじめに〉ですでに触れた)とはうらはらに、『指導論』と『教育論』とは、その基底において同一テーマを論じているのである。すなわちそのテーマとは〈習慣〉形成についてであり、正確にはあるふるまい方〔conduct〕に関する〈習慣〉形成についてというテーマなのである。

「ジェントルマンの必携書 (vade-mecum) として、とくに『教育に関する考察』の後半部の諸章と合わせて読むとき、『知性指導論』は長い一連の英国“作法書 (courtesy books)”の中にあってしかるべき地位を与えられるであろう。』<sup>28)</sup>

アダムスンが、このように両著を“作法書 (courtesy book)”として括ってみせてくれたことは、だからじつは非常に重要な総括であったと言わねばならないのである。ただし、その「後半部の諸章と合わせて」という限定を除いてである。つまりわれわれにとってはすでに『教育論』後半部諸章が「知性」(知識)の教育を含んでいようといまいと、それは問題ではなく、『教育論』全体と『指導論』の関連が問題なのだから。〈作法〉=ふるまい方〔conduct〕とはなにしろいまや〈身体〉をも〈知性・精神〉をも貫く視点となっているのである<sup>29)</sup>。

それら両著の接合関係の位相に関しては次章で最後に論じることとして、ここでは『教育論』においては〈習慣〉形成の視点が、どのようなかたちで述べられているのか、それを示してとりあえず本節をきりあげよう。

『指導論』が若者 (young man) の「自己教育 (self-instruction) のマニュアル」(アダムスン)であるのに対し、『教育論』がまず親の子に対する“作法書”として考えられてしかるべきである理由は、次の点にある。すなわちロック『教育論』は主要には、父親(とそのエイジェントとしての家庭教師 tutor)が子どもに対して行う「躾 (Breeding)」「作法 (manner)」「礼儀 (civility)」の教育を直接の主題としているという理由で

ある。そしてこれらの主題に共通することは、「作法」といい「礼儀」といい、いずれも〈行為〉と〈精神〉との一つの結節点をなす概念であるという点であり、ロックはじつにそのようなものとしてその局面に注視しているのである。ロックの表現をかりればその主題を織りなす局面とは「外的行為 (outward Action) と内的精神 (Mind within)」<sup>30)</sup>の一致・不一致に関するものなのである。したがって、『教育論』でいう子どもの〈精神〉とは、そのような視角からとらえられる子どもの〈内面〉を意味し、単に〈知性〉一般を意味しているものではないとみるべきであろう。そしてこのような主題からなる『教育論』が、その基底にもつ視点と論理こそあの〈習慣〉形成の視点と論理なのである。

まずもってロックが、〈教育〉の方法的核として〈習慣〉形成を語っていることを、次の引用からわれわれは十分たしかめることができる。『指導論』をも想起しながらそれを読んでみることにしよう。

「家庭教師の監視 (eye) と指導 (direction) のもとで、子どもがそのことを十分にやる習慣 (habit) がつき、しかも子どもたちの記憶に委ねられた規則 (rules) に頼らなくなるまで、何度も同じ行為を繰り返し実践する (repeated Practice, and some Action) ことで、子どもを教育 (teach) するというこの方法は、どんなふうにそれを考察してみても非常に得るところが多いので、なぜそんなにその方法が無視されているのか〔中略〕意外に思わざるを得ないのです。」<sup>31)</sup>

そのうえさらに、注目すべきロックの記述がある。〈習慣〉とはまさに次のようなイメージで考えられているのである。

「したがって教育 (Education) によって受けとるべきもの、人生を支配し、それに影響を与えるべきものは、早い時機に彼〔子ども〕に加えられるものでなければなりません。それはまさに、彼の自然の諸原理そのものに編み込まれた習慣 (Habit woven into the very Principles of his Nature) であって、うわべだけの態度、繕った体裁・外面 (Out-side) であってはいけません。」<sup>32)</sup>

では子どもに加えられるべき「彼の自然の諸原理そのものに編み込まれた習慣」というこのロックの〈習慣〉イメージを、どのように理解すべきなのであろうか。われわれはまだ、〈習慣〉形成の論理を、ロックの言う「自然の諸原理」との関連においては検討していない。次章では、その検討からはじめることにしよう。

## II 自然・〈習慣〉・教育

ロックの〈習慣〉形成の論理を「自然の諸原理」(ロック)との関連において理解すること、これが本章での主要な課題である。前章において指摘した〈身体→知性〉アナロジーの思惟方法は、ロックの〈習慣〉形成論の重要な特質の一つであって、同時にそれはあの〈習慣〉形成の論理、ないしは対象と標的の位相そのものをも規定することとなった。その位相とは〈身体〉と〈知性〉とを同時に貫く、いわば「外的行為と内的精神」(ロック)との結節点としての〈ふるまい方 *conduct*〉という位相だったのである。このような意義をもつ〈身体→知性〉アナロジーが、ロック〈習慣〉形成論を導くロック自身の基本的思惟方法とすれば、われわれは少なくともいまひとつ、ロック自身の思惟方法の次元として〈自然—習慣〉の軸を想定しないわけにはいかない。なぜならロックはこの〈自然—習慣〉という思考軸を通して〈ふるまい方〉の問題を、やはり論じているからである。そして「自然の諸原理そのものに編み込まれた習慣」というロック自身の〈習慣〉規定をより確かに把握するためにも〈自然—習慣〉論の軸は不可欠なものとなる。

したがって、〈自然—習慣〉の思考軸を設定することは、たんに〈習慣〉についての考察は〈自然〉の考察を必須とするという一般的意義にとどまらず、ロックの〈習慣〉形成論に固有の論理を明らかにしてくれるはずである。

さて、以上のような観点からわれわれは、周知の如く語られるあのロックの生得観念論批判ないしはタブラ・ラサ説の真意をたずねるところから議論を開始することにしよう。

教義(ドグマ)化されたタブラ・ラサ説の下では一般に、その「教祖」たる「経験論者」ロックは、あたかも人間精神の生得的能力そのものを否定するかのよう理解されるばあいもあるだろう。しかしながら、「自然の諸原理 (Principles of Nature)」といい、「理性的被造物の種子 (seed)」といい、「性向 (disposition)」・「傾向 (inclination)」といい、『指導論』と『教育論』とを問わず、そこには生得的ないし自然的能力を示す諸概念が数多く述べられている。クレバードも「このイギリスの思想家の教育に関するすばらしい書物 (1693年) [『教育論』]に「一群の生得的な性向や力、つまり、好奇心多様な好み、『支配的な情念』そして『気質』といったものをロックは仮定しているのである」と指摘し、「ロックがタブラ・ラサの仮説を提起しつつも、精神から全

ての内在的力を奪い去ったわけではない」と適切に言っている<sup>33)</sup>。その適切さにもかかわらずクレパレードの言説は、ロックの言う当のダブラ・ラサが生得観念ないし生得知識の批判・否定を意味しているにすぎないのであり精神能力一般の生得・自然性を否定するものでは決してない、という点を明確には指摘できていない。

強調されるべきは、ロックが精神能力の生得・自然性を消極的にせよ認めているのだ、と解釈することではなくて、むしろ逆にそのような精神能力の生得性・自然性を掛け値なしにロックは前提しているのだ、と解釈する方が、ロック自身の言説により忠実に従うことになるという点である<sup>34)</sup>。ロックが〈知性〉に関してさえ、あの〈身体〉〈身体技法〉とのアナロジーをもって主張していた次の言明を思い起すがよい。

「我々は、ほとんどどんなことでもなし得る能力 (faculties) と力 (powers) をもって生まれる。少なくとも簡単に想像されうるよりは遙かにより以上のことを達成しうるものである。しかし、ただそれらの力 (powers) を行使 (exercise) することのみが、我々に何ごとかを為しうる力能 (ability) や技能 (skill) を与え、そして我々を完成へと導くのである。」<sup>27)</sup>

そしてまた、ロックが「意志や知性などの精神能力」を「自然的」(生得的)とみなし、否定されるべきは「生得的知識」(観念)であるとすると、当のダブラ・ラサ説そのものは彼の『自然法論』(Essays on the Law of Nature, 1662-4)に見出されるはずである<sup>35)</sup>。

このダブラ・ラサ解釈を経由したうえで、〈自然—習慣〉を軸とした視角から、ロックの〈習慣〉形成の論理を明らかにしようと思うが、その際ロックの「自然の諸原理」の系に差し当たり「気質 (temper)」「傾向 (inclination)」「性向 (disposition)」を想定しておかねばならない。尚、われわれはまだ、実はロックの「自然の諸原理」なるものの“実体”をつきとめぬままにこの語を使用しているけれども、その概念内容の確定はむしろ本節での考察の結果として得られるのであり、その点は考察の便宜上やむを得ない。この段階ではとりあえず「自然の諸原理」を〈生得性〉のイメージで理解しておいてかまわないが、「気質」「傾向」「性向」を媒介にしつつ考察する過程でそのイメージが大きく揺さぶられることになるであろう。

検討に入ろう。『知性指導論』のなかでロックは次のように述べている。知性の〈ふるまい方〉というものをイメージしながらそれを読んでみることにしよう。

「真であるか偽であるか、強固であるか不安定であるか、いずれにせよ精神 (mind) には、それが拠って

立つところの何らかの基礎 (foundation) があるにちがいない。そして私が別のところで注意しておいたように、それ〔精神〕は急におもむろに何らかの命題 (proposition) を抱くのではなくて、まだ固定されずに不安定でいるあいだは、それが乗る基礎 (bottom) に、何らかの仮定 (hypothesis) をほどなく急がせることになるのである。そのようにして、我々自身の気質 (temper) は、もし我々が自らの自然の傾向 (inclinations of our nature) に自分のすべきよう従おうとするのであれば、自分自身の知性 (understanding) を正しく使用 (a right use) するように我々を方向づける (dispose) のである。」<sup>36)</sup>

ロックの論理にしたがえば、まず「精神 (mind)」を支える位相 (foundation, bottom) としてここでは「気質 (temper)」があり、その気質の「傾向 (inclination)」のあり方次第 (自然的か否か) によって、「知性」ないし「精神」が正しく使用・行使されるかが決まる、ということになる。言い換えれば、ロックの認める生得的という意味での自然的な位相の本性一般を「自然の諸原理」とまずさしあたって理解しておくならば、その位相の具体的〈姿〉をとったもののひとつとして「気質 (temper)」があり、そこには〈inclination〉としか呼ぶようのない可能性としての方向性を想定しうるのである。つまり、〈inclination〉(後にみる〈disposition〉も同様に) は、一種のベクトルの可能態とでも、または未だ特定の方向を定められてはいない可能性としての〈方向性〉とでも考えておくしかかない概念なのである。その方向が人間自然の傾向に従うときにのみ知性・精神は正しく行使されるのである。

しかしながら、ロックの強調点は生得的〈自然〉ではなくしてあくまで〈習慣〉形成に連なる精神・知性の諸力の「行使」「実践」にあるのである。それは次のロックの言説から確かに理解できることである。彼はあの〈身体→知性〉アナロジーを用いつつ「実践 (practice)」「くり返された行為 (repeated action)」の効用について述べる条りで、〈習慣〉化されたその成果が、「なまの自然 (pure nature)」の結果であるかのように誤って理解され易いと言い、そしてつづけて次のように述べている。

「そしてそれ〔ある種のひらめきや勘 (some lucky hit)〕は、なおのこと使用 (use) と実践 (practice) の結果であった本性・自然 (nature) にほとんど (wholly) 属するものである。自然的性向 (natural disposition) が、しばしばそれ〔精神〕を最初生ぜしめるということ、このことを私は否定もしないし、

しかしまた「精神を」使用 (use) し行使 (exercise) しないことには「自然的性向も」決して人間を向上させはしないということ、このことをも私は否定もしないのである。それで、身体 (body) の諸力 (powers) と同じように精神 (mind) の諸力を完成へと連れてゆくもの、それはただひとり実践 (practice) なのである。<sup>37)</sup>

以上からわれわれは、精神の「性向 (disposition)」と精神の「行使 (exercise)」との循環、「性向」・「傾向」や「気質」の位相、「自然」についての解釈の多義性など様々な問題点をそこに見出すかもしれない。しかしながら、ロックが結局最終的に強調してやまないもの、それは何よりも次の点なのである。

それは第一に、「性向 (disposition)」「傾向 (inclination)」に現実の〈方向性〉を与えるものこそ「実践」を通じた成果、すなわち〈習慣〉であるということ。第二に、「使用」と「実践」の成果すなわち形成された〈習慣〉それ自体の本性を、ロックは敢えて〈自然〉とも呼びかねないことである。したがって、われわれはむしろここに至って、ロックが「自然の諸原理」と呼んでいたものを〈生得性〉の位相で理解しておくとするれば、これに代わって、〈生得性〉の位相を超えたところでの新たな〈自然の原理〉、つまり〈習慣〉の貫徹としての〈自然の原理〉をロックが論じていることを知るのである。

〈習慣〉の貫徹としての〈自然の原理〉、言い換えれば第二の自然としての〈習慣〉がただ一般的に論じられているだけなら、さほどそれはわれわれの興味を惹起するものでもない。ところが、ロックはこの〈自然の原理〉 [= 〈習慣〉の貫徹] を教育論として語るが故に——端的に言えば第一に「内面 (Inside)」と「外面 (out-side)」との一致としての〈ふるまい方〉の〈自然 (さ) の原理〉の問題として語るが故に、第二に、父親 (家庭教師) の権威が、〈自然の原理〉のごとく働くための問題として語るが故に——われわれの注意を惹くのである。それはつまりこういうことなのである。

まず第一の点について述べれば、あの「自然の諸原理そのものに編み込まれた習慣 (Habit woven into the very Principles of his Nature)」とは、まさに子どもの〈ふるまい方〉「作法 (manner)」「礼儀 (civility)」を標的として語られた「内面」と「外面」の一致、「外的行為 (out ward Action) と内的精神 (Mind within)」との一致をめざすところの〈習慣〉に他ならなかったのである。そして、それは生得的「自然」そのものに浸透し、その結果すっかり本性 (自然) となった〈習慣〉を〈ふるまい方〉においてつくり出すことを意味するのである。

『教育論』第42節を再び引いておこう。

「恐怖と畏敬によって、子どもの精神 (Mind) を最初に支配する (Power over) べきであり、成人すれば愛情と友情とによってその支配力を保持すべきです。〔中略〕したがって、教育 (Education) によって受けとるべきもの、人生を支配し、それに影響を与えるべきものは、早い時機に彼に加えられるものでなければなりません。それはまさに、彼の自然の諸原理そのものに編み込まれた習慣であって、うわべだけの態度 (a counterfeit Carriage) と繕った体裁・外面 (dissembled Out-side) であってはなりません。」<sup>38)</sup>

ここから明らかに、「内面」と「外面」との一致を目標とするロックの〈ふるまい方〉の〈習慣〉形成論が、同時に親が子どもを「支配 (Power over) する」うえでの権力・権威の確立問題を前提としつつ、それと表裏一体のものとして成立していることがわかる。そして、まさにこの点こそ第二の論点、すなわち「権威 (Authority)」の〈自然〉性の問題を構成することになるのである。

「権威」の〈自然の原理〉を、生得的「自然の原理」と微妙に区別しつつロックは次のように、この第二の論点について語る。それは「気質 (Temper)」について論じた第100節においてである。

「貴下の権威 (Authority) がこれ〔非行の種子〕に代って、息子の精神 (Mind) の中に知識 (Knowledge) が芽生え始めるや、彼の精神に影響を与えるべきであります。それはその権威が、自然の原理のような働きをする (operate as a natural Principle) ことができるためであります。この原理は息子が決してその始まりに気づかず、それが存在することもあるいはそれがちがったものであり得るなどとも決して知らなかったものです。このようにして貴下に払うべき敬意 (Reverence) が早くから確立するなら、それはつねに彼にとっては神聖なものとなり、それに抵抗することは、彼の自然の諸原理 (the Principles of his Nature) に抵抗するのと同じく困難なものとなるでしょう。」<sup>39)</sup>

〈自然—習慣〉の軸を通してみたロックの〈習慣〉形成論は、その『教育論』においてあくまで〈ふるまい方〉に焦点を定めながら、親の権威の確立をも論じていたのであるが、このような親の権威の確立とは、ちょうど裏側からみれば子どもの、親 (父親とその代理人たる家庭教師) に対する服従、それも自発的服従の〈習慣〉化にはかならないのである。言い換えれば父親 (大人・家庭教師) の理性 (reason) に自らの意志 (will) を従わ



せる〈習慣〉の形成こそが子ども時代に求められるのであり、これが親の権威の確立というロック『教育論』の主題(目標)を子どもの側から言いなおした別の表現である<sup>40)</sup>。

このようにしてみたとき『教育論』と『知性指導論』とはいかなる接合関係を示すことになるのであろうか。この一見あまりにも遠く隔る位置にある両著が接合するのは、共通に〈ふるまい方〉を焦点とする〈習慣〉形成論を基底にもちつつ、しかもかつそれら両著がもつ距離の大きさ故の結果なのである。その理由をロック自身の説明に拠りつつ、回答しておくことが必要である。『教育論』第36節は言う。

「彼が幼いときに欲しがって泣いていたものが、子どもの傾向(Inclination)に合致していたように、同様に酒とか女とかは、21才かもっと年のいった者の望みには相応しい対象です。これらの各々の(several)年齢の考え(Apprehensions)と好み(Relish)に適した願望をもつことは誤りではなく、その願望を理性(Reason)の規則と抑制に従わせないということが誤りなのです。その差異は、欲望があるとかないとかいうことではなくて、その欲望のうちにあつて我々自身を統制し克己(否定)する力(Power to govern and deny)にあります。若いときに、自己の意志(Will)を他人(Others)の理性に服従させることになれていない(is not used to submit)者は、自己の理性を活用す(make use of)べき年齢になっても、自分自身の理性に傾聴し従うことは、めったにないものです。こんな者が、どんな種類の人間になるかは、容易に予見できるものです。」<sup>41)</sup>

このように「若いときに自己の意志(will)を他人の理性(reason)に服従させる」ことを通じてのみ「理性的被造物」たる人間(大人)、すなわち自己の理性に従うことのできる存在となりうるのである。そして、この大人の理性において初めて「知性」の〈ふるまい方〉を語り始めることが許される。ロックは『知性指導論』を冒頭まずこう言い切って開始したのであった。「人が自ら行為する〔ふるまう〕(conduct of himself)にあつて最後の拠りどころにするものは、自分の知性(understanding)なのである。〔中略〕意志(will)それ自身はいかに絶対的で制御できないものと考えられようとも、知性の命令に服従しないなどということは決してないのである。」<sup>9)</sup>

われわれは、ロックの二著の接合関係を改めて次のように表現してよいであろう。すなわち『教育論』は『知性指導論』の前提をなし、また逆に『知性指導論』は『教育論』における成果を前提としてでなければ成立しえな

いものなのである。

## おわりに

ロックの〈習慣〉形成論の特質として、本稿は〈身体→知性〉アナロジー、〈自然→習慣〉の思考軸を指摘したのだが、この二つの論点を通して『教育論』と『指導論』をみるときわれわれは改めてロックが、〈ふるまい方〉の〈自然(き)〉〔=〈習慣〉の貫徹〕を執拗に論じていたことを再認するのであった。かくして本稿において明らかにしえたことの第一は、知性にせよ身体・作法にせよその〈ふるまい方 conduct〉の位相に照準を定めたロックの〈習慣〉形成の視点が、『教育論』『指導論』二著の根底を貫いているという点である。

第二は、このような二著を貫く視点を明確にすることによってとりわけ二著のロック〈教育論〉としての接合関係が明らかにされたという点である。くり返して言えば『指導論』は『教育論』を前提としてのみ成立しうる関係・位置にあるのである。従って二著は共に、〈ふるまい方〉についての〈習慣〉形成論を共通の土台としつつも、明確な〈断絶〉を有しないわけにはいかない。それ故にわれわれは、両著の〈接合〉関係を論じようとしたのであった。その〈接合〉のイメージはどのようなものであろうか。先にわれわれは「理性」・「知性」と「意志」との関係のあり方について触れたが、ロックは次のようにも言っているのである。『教育論』第200節は、その内容的結論をほぼ語っているようにみえる。

「自分の傾向(Inclination)を克服し、欲望を理性(Reason)に従わせることを教えなさい。これが達せられ、絶えず実践(Practice)して習慣(Habit)となれば、その最も困難な課題は終わったのです。子供(young Man)をここまでにするには、称讃と推賞を受けることを愛する気持ちが最も役立ちますので、このような気持ちをあらゆる技術(Arts)に訴えて彼に植付けねばなりません。その子を評判(Credit)と恥(shame)に、できるだけ敏感にならせなさい。そうすれば貴下が目の前にいなくても、彼の行為(action)を左右する原理(a Principle)を彼に与えたことになりすし、これに較べると鞭のわずかな痛みに対する恐怖心は物の数ではありませんし、その原理は将来、道徳と宗教の真の原理を接ぎ木するのに適した台木となるでしょう。」<sup>42)</sup>

「評判と恥」の原理(=〈習慣〉)を子どもに「植え付け」る(=自然の諸原理そのものに編み込む)ことがロック『教育論』の領分であるとすれば、その上でこの

「台木」たる「評判と恥」の原理に「接ぎ木」たる「道徳と宗教の眞の原理」を、まさに〈接合〉すること、これこそがロック『知性指導論』の課題であったといえよう。  
(指導教官 吉澤 昇教授)

## 注

- 1) 押村 襄「ジョン・ロックの知性指導論」『フィロソフィア』(早稲田大学) 29号, 1955年, 77-78頁。尚, Axtell, J. L. ed., *The Educational Writings of John Locke: A critical edition with introduction and notes*, Cambridge University Press. (1968)p. 57参照。
- 2) 押村, 同上 79頁。
- 3) Adamson, J. W. ed., *The Educational Writings of John Locke* 2nd ed. Cambridge University Press. (1922) p. 13.
- 4) 押村, 前掲 80頁。
- 5) 押村, 同上。
- 6) 日本におけるロック研究の動向に限っていえば, 認識論や社会・政治思想史研究が『知性指導論』を本格的にとり扱った形跡はみうけられない。じっさいたとえば, 田中正司, 平野 耿編『ジョン・ロック研究』(イギリス思想研究叢書4) 御茶の水書房, 1980年, を見ても『知性指導論』に関する論及はほとんどなく, 同書所収論文中「ジョン・ロックの教育論」(押村 襄)にわずかに論及をみるのみである。このことの中にも, 教育論として読もうとする視点故に『知性指導論』が有意義さをもって注目されるという事情の一端が見られはしないであろうか。
- 7) Adamson, op. cit., p. 13.
- 8) Ibid., p. 12.
- 9) *Of the Conduct of the Understanding., The Works of John Locke A New Edition, Corrected in Ten Volumes*, vol. III (1923) p. 221, 以下, 『知性指導論』からの引用は, 本テキストからのものである。
- 10) にもかかわらず, 否それ故に, 次のような根本的な疑問が投げかけられよう。では最高の地位を与えられた当の「知性」を指導するものは何であるのか, と。この疑問に対しロック自身は不問にしたまま議論をすすめている, というのが『知性指導論』の特徴でもある。この知性を指導し, 支配する〈もの〉とは何でありうるのか, この点に関する議論は, すでに〈身一心関係〉論の領域に踏み込んでいる。ここで扱いうる主題ではもはやない。
- 11) *Of the Conduct of the Understanding.* op. cit., p. 216.
- 12) Ibid., p. 207.
- 13) Ibid., p. 215.
- 14) Ibid., p. 220.
- 15) 〈practice〉という語は, 「何度もくり返し行う」という意味もあり, その意味では「習慣」「練習」「熟練」等の訳語も考えられるが, ロックによる同義語の使い分けを考えて敢えて「実践」という訳語を充てた。
- 16) *Of the Conduct of the Understanding.* op. cit., p. 215.
- 17) Ibid.
- 18) Ibid., p. 221.
- 19) Ibid., p. 207.
- 20) Ibid., p. 222.
- 21) Ibid.
- 22) Ibid., p. 232.
- 23) 〈身体技法〉という用語については, われわれはさしあたって M・モースの〈techniques du corps〉にその典拠をもとめておけばよいだろう。M・モース『社会学と人類学』有地享・山口俊夫共訳, 弘文堂, 1976年参照。
- 24) *Of the Conduct of the Understanding.* op. cit., p. 214.
- 25) Ibid., p. 219.
- 26) 押村 襄, 前掲論文, 85頁。
- 27) *Of the Conduct of the Understanding.* op. cit., p. 213.
- 28) Adamson, op. cit. p. 13.
- 29) われわれが〈ふるまい方〉を問題とするとき, そこではたとえば N. エリアスの用語でいう「情感の抑制」態度, 「心理的自己抑制装置」が念頭に置かれている。それらは常に「正しく」行動する(ふるまう)ことと対をなして〈習慣〉化がめざされる。またそこでは「知性」「理性」のふるまいをも例外なく視界に収めるのである。「社会発生的方法」(エリアス)からするそのテーマへの接近が, “作法書(courtesy or civility book)” (たとえばその一つ, 16世紀エラスムスの『少年礼儀作法論』Erasmus, *De civilitate morum puerilium.*) に注目するのは当然であろう。N. エリアス『文明化の過程』(赤井慧爾他訳, 法政大学出版局, 上・下 1977年) 参照。
- 30) *Some Thoughts Concerning Education.* Axtell, J. L. ed., *The Educational Writings of John Locke: A critical edition with introduction and notes*, Cambridge University Press. (1968) p. 160, 訳82頁。以下, 『教育に関する考察』からの引用は, 本テキストからのものである。尚, 服部知文訳『教育に関する考察』(岩波文庫)を参照し, その頁数を示した。
- 31) Ibid., p. 159, 訳78頁。
- 32) Ibid., p. 146, 訳59頁。
- 33) クレパラード, E. 「機能主義的教育観・(序説)」森田伸子・原 聡介訳, 『機能主義教育論』明治図書, 1987年所収。86-87頁。
- 34) 問題はむしろその先で, その自然的(生得的)精神能力のなかに『教育論』第139節にみるような生得的(歪み(Byass))を, ロックはどのように考え, 処理しようとしているのかである。*Some Thoughts Concerning Education.* op. cit., p. 244, 服部訳, 218-9頁参照。
- 35) 初期ロックはそこで次のような問いを立てる。タブラ・ラサのロック的眞意はそこから理解されるであろう。「知識がたましいの最初の性質のなかにうえつけられているか, あるいは感覚をとおして外部から与えられるか」そしてまた, 「生まれたばかりの赤ん坊のたましいがまるで白紙(rasae taburae)のようなもので, 大きくなるにつれて観察と推理によってそこに知識が書き加えられていくのか, それとも生まれたときから自然法が刻みつけられ義務のしるしとなっているのか」と。(浜林正夫訳『自然法論』, 『世界大思想全集, 社会・宗教・科学思想篇2』1962年所収, 河出書房新社, 146頁)。
- 36) *Of the Conduct of the Understanding.* op., cit. p. 217.
- 37) Ibid., p. 215.
- 38) *Some Thoughts Concerning Education.* op., cit. p. 146. 服部訳, 59頁。
- 39) Ibid., p. 206, 服部訳, 150頁。
- 40) この点を, ロック『教育論』の「鞭打ち(Beating)」に関する諸節から読み拓きながら, すでに明解に指摘しているものに次のものがある。寺崎弘昭「ロック, ブラックストーン, そして Power of Correction—近代イギリスにおける家族・市民社会・国家と教育研究序説(その2)—」東京大学教育学部紀要第24巻, 1984年, 10-11頁。そこでは, 身体罰という「鞭打ち」を通じての「親の子どもの精神(Mind)に対する権力の確立」をロック『教育論』の根幹と見なす。すなわち, 結局鞭打ちという「内面的罰によって, 精神と意志という内面を変革することに着手する。」と

いう意義をロック〈教育論〉のなかにみとめているのである。著者に言わせるとそれが「懲治 (Correction)」にはかならないのである。

41) *Some Thoughts Concerning Education*. op. cit., p. 140, 服部訳 49-50頁。

42) *Ibid.*, p. 314, 服部訳 314-5頁。